

青梅市告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、青梅都市計画地区計画青梅インターチェンジ北側地区地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和7年3月11日

青梅市長 大勢待 利 明

都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画地区計画 青梅インターチェンジ北側地区地区計画	青梅市今井2丁目、今井4丁目および今井5丁目各地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所5階都市整備部都市計画課

以上